

重要事項説明書別紙 「利用料金表」

地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護（ユニット型）

令和 7年 9月 1日改正

(1) 介護保険給付の対象となるサービス（1日あたり）

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
利用単位数	682単位	753単位	828単位	901単位	971単位
サービス利用料金	6,820円	7,530円	8,280円	9,010円	9,710円
自己負担（日額／1割）	682円	753円	828円	901円	971円
自己負担（日額／2割）	1,364円	1,506円	1,656円	1,802円	1,942円
自己負担（日額／3割）	2,046円	2,259円	2,484円	2,703円	2,913円

(2) 介護福祉サービスにおける加算・減算

◎は必須で算定、それ以外は該当時に算定

加算項目	内 容	単位数
◎ サービス提供体制強化加算	介護福祉士が一定以上、もしくは一定以上の常勤職員または勤続年数者がいる場合	18/日
◎ 精神科医師定期的療養指導	精神科医師による定期的な療養指導が行われる場合	5/日
看護体制加算Ⅰ	常勤の看護師を1名以上配置している場合（現在は算定せず）	12/日
初期加算	入所後または1か月以上の入院を経た退院後に30日間に限り	30/日
入院・外泊時加算	入院、外泊した場合。1か月に6日を限度とし、月をまたぐ場合は最大12日	246/日
療養食加算	医師の食事せんに基づく療養食が提供された場合	6/日
若年性認知症入所者受入加算	若年性認知症の方を対象にサービスを提供した場合	120/日
看取り介護体制加算	①死亡日以前4日以上30日以内 当施設で看取りを行った場合 ②死亡日の前日及び前々日 ③死亡日	① 144/日 ② 680/日 ③ 1,280/日
排せつ支援加算	多職種が協働し排泄支援計画を作成し、それに基づき支援した場合	100/月
褥瘡マネジメント加算	褥瘡を予防するために褥瘡ケア計画に基づき管理を実施した場合	10/月
栄養管理基準減算	管理栄養士の配置、入居者の計画的な栄養管理を行っていない場合	－14/日
◎ 介護職員等処遇改善加算	全ての合計単位数に 14.0% 加算されます	

(3) 介護保険の給付対象とならない費用（1日あたり）

利用者負担段階	食費	居住費
第1段階	300円	880円
第2段階	390円	880円
第3段階①	650円	1,370円
第3段階②	1,360円	1,370円
第4段階	1,445円	2,066円

※ 減額を受けるには、各保険者に申請し認定を受ける必要があります。

負担段階は、上表の基準以外にも利用者の預貯金等の資産状況や配偶者の収入や預貯金も認定の対象になります。

(4) サービス基本料金 月額（31日換算）

基本料金 ＝ 介護保険自己負担金額 ＋ 食費・居住費

随時、該当した時に算定する加算は含まれておりません。（必須の加算は含んでいます）

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第1段階	61,495円	64,004円	66,654円	69,234円	71,708円
第2段階	64,285円	66,794円	69,444円	72,024円	74,498円
第3段階①	87,535円	90,044円	92,694円	95,274円	97,748円
第3段階②	109,545円	112,054円	114,704円	117,284円	119,758円
第4段階	（1割負担）	133,756円	136,265円	138,915円	141,495円
	（2割負担）	158,670円	163,689円	168,990円	174,149円
	（3割負担）	183,585円	191,113円	199,064円	206,803円